

使用前事業者検査の実施方針（共通11関連）

使用前事業者検査の実施方針に係る以下（１）～（４）に対する進捗状況、当社の検討結果を説明する。

- （１） アクセス困難な設備に対する使用前事業者検査成立性
- （２） 使用前事業者検査の検査前条件として確認すべき設備
- （３） 機能・性能検査対象の考え方（核燃料物質等を用いた試験を含む）および再処理規則に基づく試験使用承認範囲の考え方
- （４） 腐食を考慮する容器等の設工認および使用前事業者検査の扱い

（１） アクセス困難な設備に対する使用前事業者検査成立性

アクティブ試験の影響等によるアクセス困難な設備を抽出し、その設備に対して使用前事業者検査の成立性の見通しをたてる。

<基本的考え方>

- ・ 新設はアクセス可能であり、実検査を実施可能。
- ・ 既設（改造なし／改造あり）は、原燃、協力会社の設計、製作、施工に係るQMS体制を確認するとともに、設計製作、施工、検査に係る記録を組み合わせ検査を行う。必要に応じて維持管理記録を確認するとともにアクセス可能な設備は目視、実測を行う。
- ・ 検査対象機器に対する検査項目、検査方法を「検査管理表」に整理する。

<対象設備抽出>

- ・ 第1回設工認申請書「添付書類（3）技術基準への適合性に関する説明書」において示している設工認申請対象機器に対し、セル内、高所等に設置されておりアクセス困難な設備を抽出。

<アクセス困難の基準、有効な検査記録の基準>

- ・ 検査方法の選定にあたり、アクセス性困難とする判断基準を添付1、有効な検査記録とする判断基準を添付2のとおりとした。

<検討結果>

- ・現時点におけるアクセス困難な設備に対する使用前事業者検査成立性確認の進捗状況（表中の数値は設工認添付書類の申請対象機器の数量）。

	5/25 審査会合時点	6/7 時点
セル内 約 2300 機器	確認済 約 800 (検査記録一部不足 14)	確認済 約 1800 (検査記録一部不足 14)
	調査中 約 1500	調査中 約 500
セル外 約 3000→ 2300*機器	確認済 0	確認済 約 1300
	調査中 約 3000→2300*	調査中 約 1000

※対象選定方法を再整理した結果、約 2300 となった。

- ・検査記録が一部不足していた14機器については、各種記録（品質保証計画書、設計製作、施工、検査に係る記録）の組み合わせにより、全て検査成立することを確認した。引き続き、アクティブ試験の影響等によってアクセス困難な設備に対して、検査の成立性確認を実施する（セル内機器6月末、セル外機器7月末完了予定）。

(2) 使用前事業者検査の検査前条件として確認すべき設備

使用前事業者検査の検査前条件として確認すべき設備（検査対象設備以外）を検討した。

<基本的考え方>

- ・使用前事業者検査は、技術基準の要求を満足するため、設工認申請書に示した設計結果のとおり、設備が適切に据え付けられていること等を「材料検査」、「寸法検査」、「据付・外観検査」、「耐圧・漏えい検査」、「機能・性能検査」および「基本設計方針検査」の組み合わせにより確認するものである。
- ・これらの検査は、検査対象設備について実施してきているが、再処理施設における埋込金物の不適合事象を鑑み、検査対象設備が技術基準への適合性を判定するためには、検査対象設備と取り合う相手側の設備の健全性も確認する必要がある。このため、検査対象設備と取り合う相手側の設備を抽出し、使用前事業者検査の検査前条件として確認すべき対象とする。

<検討結果>

- ・設工認申請書には、構造・強度を担保するための情報として「材料」、「寸法」等を、機能・性能を担保するための情報として「容量」、「運転圧」等を示しているが、これらの特性は設備固有のものであり、相手側の設備の健全性の有無による影響はない。一方、耐震性の評価においては、評価の前提条件として相手側の設備が健全であるとして自設備の評価を行っている。
- ・現状、検査対象設備の関連設備として健全性を確認する設備は、耐震性の評価の前提となる埋込金物、支持構造物（耐震B、Cクラス設備）が該当する。なお、今後の設工認申請書において、基本設計方針の記載を要求種別の分類から「評価要求」があるものを対象とし、各評価の前提条件としている設備を抽出した結果、検査前条件として確認すべき対象が埋込金物、支持構造物以外に抽出された場合は、当該設備の健全性も確認する。

(3) 機能・性能検査対象の考え方（核燃料物質等を用いた試験を含む）および再処理規則に基づく試験使用範囲の考え方

機能・性能検査対象の考え方（核燃料物質等を用いた試験を含む）および再処理規則第5条（使用前確認の申請）に該当する設備を検討した。

<基本的考え方>（説明済）

- ・設工認の基本設計方針、仕様表、添付書類で記載すべき内容に応じて、機能・性能検査対象及び検査内容を整理する。
- ・機能・性能検査対象は、「機器単体」と「系統、システム」の検査に区分できる。このうち「系統、システム」の検査は、水や模擬廃棄物等の代替物質による動作確認または模擬信号入力等によって機能・性能を確認できるものと、水や模擬廃棄物等の代替物質では実際の運転状態との性状の違いにより機能・性能の確認が難しいため核燃料物質等を用いて機能・性能を確認すべきものがある。

<検討結果>

- ・核燃料物質等を用いて機能・性能を確認する必要がある対象は、再処理施設の「ガラス熔融炉の処理能力」とこれに付随して確認する「気体、液体廃棄物放出放射エネルギー」が該当する。（説明済）
- ・再処理規則第5条（使用前確認の申請）の対象設備の考え方について、再処理規則第5条第1項第7号「再処理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき」に該当する設備の考え方および当該検査前までに使用前事業者検査を終えるべき設備を添付3のとおり整理した。
- ・上述の整理結果より、再処理規則第5条第1項第7号に該当する設備は「高レベル廃液ガラス固化設備」とする。

(4) 腐食を考慮する容器等の設工認および使用前事業者検査の扱い

腐食を考慮する容器等の設工認の記載事項および使用前事業者検査の判定基準を実用炉の運用を参考に検討した。(添付4参照)

<基本的考え方> (説明済)

✓ 設工認の記載事項

- ・仕様表は腐食を考慮する容器等が設計上腐食代を考慮した板厚、添付書類は仕様表の記載内容を補足するため腐食代等の検討内容と技術基準への適合性を明示する観点で記載する。
- ・上記に加え、試験運転の長期化に伴う腐食の進行を考慮する観点から工事の方法に保守管理方法を明示する。

✓ 使用前事業者検査の判定基準

- ・新設する容器等については、初期状態の確認であることから実用炉と同様の判定基準を設定する。
- ・既設の容器等については、腐食代を確保した設計となっていることおよび試験運転による腐食の進行を考慮しても技術基準を満足していることを確認する観点で判定基準を設定する。

<検討結果>

✓ 設工認の記載事項 (説明済)

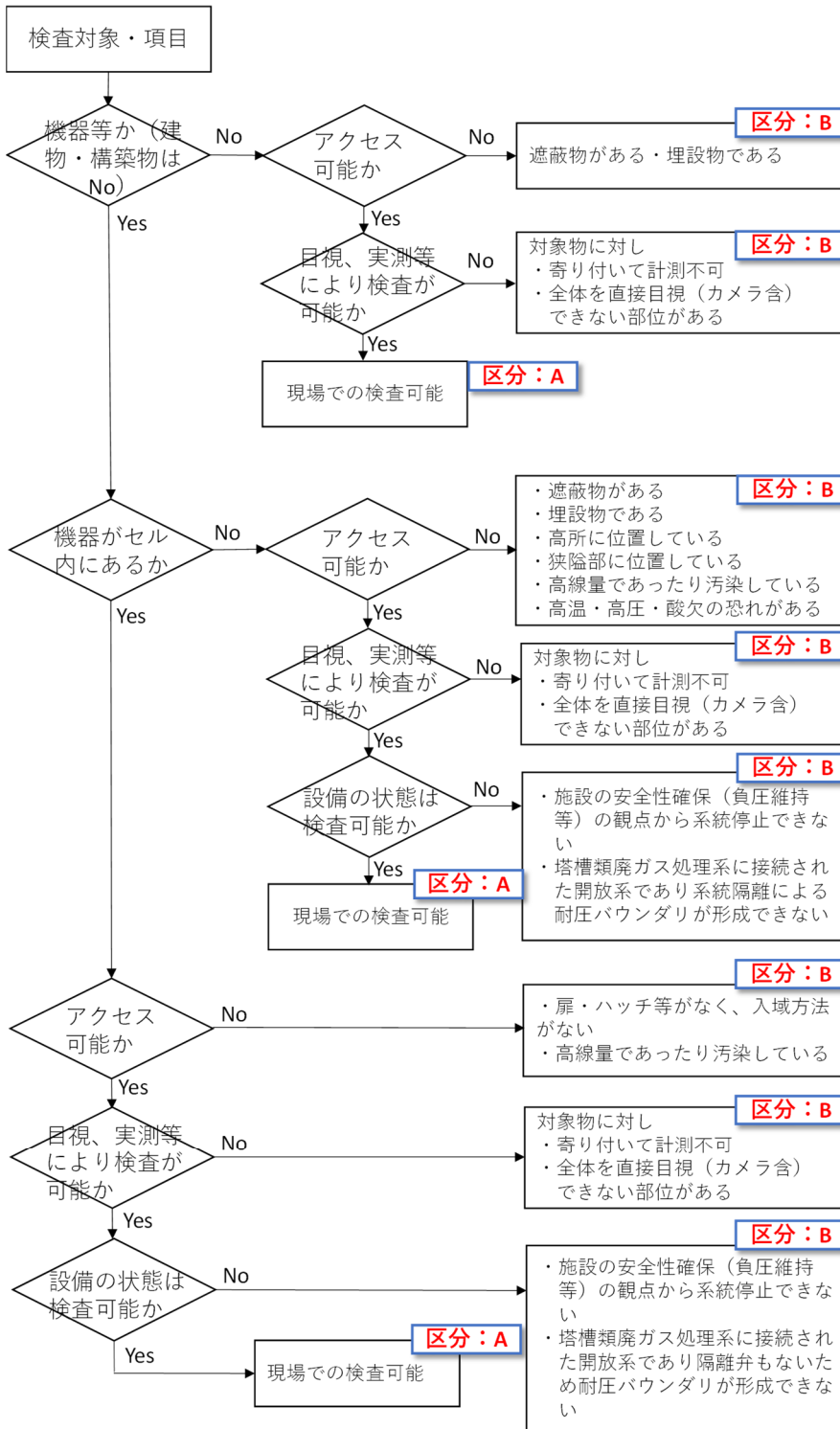
- ・仕様表は「公称値」、「設計確認値(最小厚さ+腐食代)」、添付書類は「計算厚さ(技術基準で要求される厚さ)」、「腐食代」、「最小厚さ」、「公称値の許容範囲」を記載する。
- ・工事の方法に、保守管理として最小厚さ以上に維持するよう板厚管理の方法を記載する。

✓ 使用前事業者検査の判定基準

- ・新設する容器等については「公称値の許容範囲内(素材の公差および加工公差)」であることを判定基準とする。(説明済)
- ・既設の容器等については、新設時の板厚が「公称値の許容範囲内(素材の公差および加工公差)」であること、現状の板厚が「最小厚さ以上」であることおよび初回の定期事業者検査までの期間以上*板厚が確保できることを判定基準として確認する(「工事の方法」の検査概要に反映し、補正する)。

※「運用開始から初回の定期事業者検査までの期間に、使用前事業者検査から運用開始までの期間を加えた期間」とし、使用前事業者検査要領書において具体的数値を記載する。

以上



【各用語の定義】

- (a) 遮へい物
設備の状態を維持する（設備の損傷を防ぐ）必要があり、アクセスのために該当部または周辺部の取り外し又は、露出が出来ない箇所
<例>
フェンス、外構、グレーチング等の作業架台、堰、二重管の内管、板金加工等により容易に取り外せない保温材、補助遮へい体、
- (b) 埋設物
設備の状態を維持する（設備の損傷を防ぐ）必要があり、アクセスのために該当部または周辺部の取り外し又は、露出が出来ない箇所
<例>
躯体基礎部、壁貫通部、
- (c) 高所
脚立、踏み台により安全に作業が不可な場所（労働安全衛生法により足場の設置、安全帯の着用義務が生じる床面より2m以上が該当）
- (d) 狭陰部
配管、機器、架構、架台等の常設物により、作業半径が0.5m未満となり人が入り込んで作業が困難な箇所
- (e) 高線量、汚染
再処理事業部 放射線管理細則 別表3 区域区分に係る基準の表中 R 区域のそれ以外の区域に該当する場合
① 外部放射線に係る線量率が500 μ Sv/hを超えるか、または超えるおそれのある区域。
② 空气中放射性物質濃度について、3月間の平均濃度が濃度限度を超えるか、または超えるおそれのある区域。
③ 表面密度限度を超えるか、または超えるおそれのある区域。
 α : 4×10^1 Bq/cm²
 $\beta(\gamma)$: 4×10^1 Bq/cm²

アクセス性有無の判断基準

有効な検査記録とする基準の考え方

下表の確認項目①～③を全て満足している場合、有効な検査記録とする。

確認項目	確認内容	評価方法
①記録の成立性	検査における要求事項を満足する検査記録か	<ul style="list-style-type: none"> 判断基準は明確か、判断結果の記載はあるか*。 一部要求事項を満足しない検査記録の場合、施工・検査要領、図面、メーカー見解等との組み合わせにより検査記録として成立しているか。
②記録の信頼性	信頼性を有する検査記録か	<ul style="list-style-type: none"> 当社が管理する品質マネジメント記録か。 評価された組織が作成した記録か。
③記録の最新性	最新性がある検査記録か	<ul style="list-style-type: none"> 変更管理された図面・記録等との照合にて、検査記録と現物が相違していないか。

※検査項目毎の有効な記録の判断基準を下表に示す。

検査項目	検査方法	判定基準	有効な検査記録の判断基準
材料検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること	<ul style="list-style-type: none"> 判定基準（材料）が明確であり、合否判定結果の記載があること。 検査記録と紐づけられた図面により、検査対象範囲が特定できること。
寸法検査	主要寸法が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること	<ul style="list-style-type: none"> 判定基準（寸法）が明確であり、合否判定結果の記載があること。 検査記録と紐づけられた図面により、検査対象の寸法が特定できること。
耐圧・漏えい検査	検査圧力を30分以上保持した後、検査圧力に耐え、かつ漏えいがないことを目視により確認する。	検査圧力に耐え、かつ漏えいがないこと	<ul style="list-style-type: none"> 判定基準が明確であり、合否判定結果の記載があること。 検査記録と紐づけられた図面により、検査対象範囲が特定できること。
据付・外観検査	組立て状態並びに据付け位置および状態が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおり組立て、据付けされていること	<ul style="list-style-type: none"> 判定基準が明確であり、合否判定結果の記載があること。 検査記録と紐づけられた図面により、検査対象範囲が特定できること。
	有害な欠陥がないことを確認する。	健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと	<ul style="list-style-type: none"> 判定基準が明確であり、合否判定結果の記載があること。 検査記録と紐づけられた図面により、検査対象範囲が特定できること。

ガラス熔融炉の機能・性能検査に必要となる対象設備範囲について

1. はじめに

ガラス熔融炉の機能・性能検査を実施するにあたって、再処理規則における試験使用の対象となる範囲等について、規則要求、実用炉の状況等を踏まえて整理した。

2. 再処理規則と実用炉規則の比較

再処理規則	実用炉規則
(使用前確認の申請) 第五条 法第四十六条第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 (略) 七 再処理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は再処理施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別な理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法	(使用前確認の申請) 第十五条 法第四十三条の三の十一第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 (略) 七 原子炉本体に係る工事の場合であつて 原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別な理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

- ① 基本的な要求事項は同じであるが、実用炉規則の場合は、試験使用の対象施設が「原子炉本体」に特定されている。
- ② 「原子炉本体」に係る設備については、実用炉規則別表 1 に対象が示されていることから、実用炉では、当該設備を試験使用の対象として使用前確認申請書に記載している。
- ③ また、「原子炉本体」以外の設備で試験に必要な設備（計測制御系統施設、その他発電用原子炉の附属施設等）については、試験使用の対象設備とはならないものの、実用炉では原子炉本体の試験を実施する前に必要な使用前検査を実施している実績がある。
- ④ 一方、再処理規則の場合は、対象が「再処理施設」であり、施設は特定されていない。しかし、再処理施設は複数の施設によって構成されおり、検査対象の設備および検査項目によっては、全ての施設を運転状態とする必要性がない。したがって、実用炉の運用を参考に検査対象に応じた試験使用の対象設備を特定し、使用前確認申請（試験使用承認）することが妥当であると考える。
- ⑤ 加えて、当該検査を実施するにあたっては、関連する周辺設備の使用前事業者検査を終える必要があることから、試験使用の対象設備以外で試験に必要な設備を整理する必要がある。

上記を踏まえて、3. で試験使用の対象となる設備（使用前確認申請書に記載する設備）を整理した。また、4. で試験使用の対象となる設備以外でガラス熔融炉の検査および気体・液体廃棄物放出量の検査を実施する前に使用前事業者検査を完了しておくべき設備を整理した。

3. 再処理規則の試験使用に該当する設備（使用前確認申請書に記載する設備）＜別表1参照＞
- ① 再処理規則第2条（設計及び工事の計画の認可の申請）3号に再処理施設の区分が示されており、検査対象であるガラス溶融炉は、「ホ 放射性廃棄物の廃棄施設」に属している。
 - ② 「ホ 放射性廃棄物の廃棄施設」は、設工認において更に設備区分を分類しており、検査対象であるガラス溶融炉は、「固体廃棄物の廃棄施設」のうち「高レベル廃液ガラス固化設備」に属する。
 - ③ よって、核燃料物質等を用いた試験のために使用する設備として「高レベル廃液ガラス固化設備」を使用事前確認申請書に記載する（「高レベル廃液ガラス固化設備」に属している機器等が全て対象）。
 - ④ なお、ガラス溶融炉の検査にあわせて放出データを取得し検査する「気体、液体廃棄物放出放射能」は、ガラス溶融炉の検査に付随して行う検査であり、設備を特定するものではないことから、試験使用範囲は特定しない。
4. ガラス溶融炉の性能および気体・液体廃棄物放出量の検査実施前に使用前事業者検査を終えるべき設備（3. を除く）
- ① 前項以外の設備でガラス溶融炉の試験に必要な設備について、「ガラス溶融炉運転の観点」、「設計基準および重大事故等対処等の観点」から整理を行った。
 - ✓ ガラス溶融炉運転の観点＜別表2①参照＞
ガラス溶融炉の運転に必要な設備として、高レベル廃液貯蔵設備、ガラス固化体貯蔵設備、計測制御設備等が該当する。
 - ✓ 設計基準および重大事故等対処等の観点＜別表2②参照＞
高レベル廃液ガラス固化建屋における火災や溢水等による損傷防止に係る設備（火災感知設備、堰等）、常設重大事故等対処設備（配管、ダクト、凝縮器等）、可搬型重大事故等対処設備（ポンプ、ホース等）等が該当する。
 - ② 気体・液体廃棄物放出量の検査におけるデータ取得のために必要な設備を整理した。＜別表2③参照＞

上記のとおり整理した設備は、ガラス溶融炉の検査および気体・液体廃棄物放出量の検査を実施するまでに必要な使用前事業者検査を実施する。

以上

別表1 試験使用に該当する設備（使用前確認申請書に記載する設備）

設備	主な機器	主な建屋
高レベル廃液ガラス固化設備	ガラス溶融炉、高レベル廃液混合槽、供給槽	高レベル廃液ガラス固化建屋

別表2 ガラス溶融炉の検査前に使用前事業者検査を終えるべき設備

①ガラス溶融炉の運転に必要な設備

No.	設備	主な機器	主な建屋
1	高レベル廃液貯蔵設備	第1高レベル濃縮廃液貯槽、第1高レベル濃縮廃液一時貯槽	高レベル廃液ガラス固化建屋
2	ガラス固化体貯蔵設備	高レベル廃液ガラス固化建屋の収納管、通風管	高レベル廃液ガラス固化建屋
3	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃ガス洗浄塔、凝縮器、排風機	高レベル廃液ガラス固化建屋
4	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	廃ガス洗浄器、凝縮器、排風機	高レベル廃液ガラス固化建屋
5	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	洗浄塔、凝縮器、排風機	高レベル廃液ガラス固化建屋
6	主排気筒	主排気筒	主排気筒
7	電気設備	高圧・低圧電源盤、無停電電源装置、直流電源盤	高レベル廃液ガラス固化建屋
8	圧縮空気設備	空気圧縮機、空気貯槽	高レベル廃液ガラス固化建屋、前処理建屋、ユーティリティ建屋
9	給水処理設備	貯槽	高レベル廃液ガラス固化建屋
10	冷却水設備	冷却塔	高レベル廃液ガラス固化建屋、冷却水設備(冷却塔)
11	蒸気供給設備	蒸気ボイラ	高レベル廃液ガラス固化建屋、前処理建屋、ボイラ建屋
12	化学薬品貯蔵供給設備	貯槽	高レベル廃液ガラス固化建屋
13	No.1～12の計測制御系	計器、制御盤	高レベル廃液ガラス固化建屋
14	中央制御室	監視制御盤	制御建屋

②設計基準および重大事故等対処等の観点から必要な設備

No.	設備	主な機器	主な建屋
1	火災防護設備	火災感知設備、消火設備	高レベル廃液ガラス固化建屋
2	溢水防護設備	扉、堰、遮断弁	高レベル廃液ガラス固化建屋
3	化学薬品防護設備	扉、堰、遮断弁	高レベル廃液ガラス固化建屋
4	緊急時対策所	データ収集装置、データ表示装置	緊急時対策所
5	通信連絡設備	ページング装置、専用回線電話	高レベル廃液ガラス固化建屋、緊急時対策所
6	電気設備	ディーゼル発電機	非常用電源建屋
7	(各設備)	常設重大事故等対処設備 (配管、ダクト、凝縮器等)、可搬型重大事故等対処設備 (ポンプ、ホース等)	高レベル廃液ガラス固化建屋

③気体・液体廃棄物放出放射能量の測定に必要な設備

No.	設備	主な機器	主な建屋
1	放射線監視設備	主排気筒ガスモニタ、サンプリング設備	主排気筒管理建屋、低レベル廃液処理建屋
2	試料分析関係設備	放出管理分析設備	分析建屋

腐食を考慮する容器等の設工認および使用前事業者検査の扱いについて

1. はじめに

再処理施設における、腐食を考慮する容器等の板厚に対する設工認仕様表・添付書類での記載事項および使用前事業者検査での判定基準の考え方を以下のとおり整理した。

2. 従来の設工認での記載事項および検査の判定基準

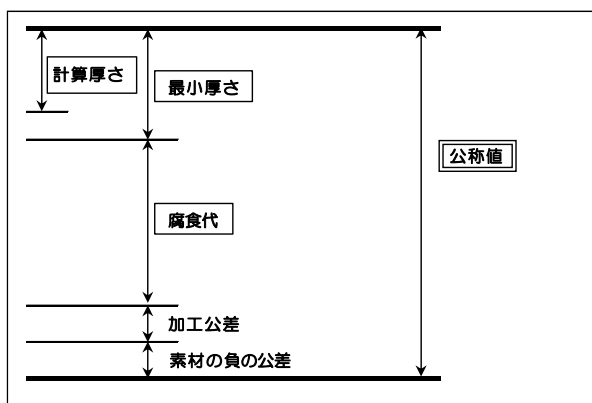
従来の設工認において、腐食を考慮する容器等（腐食性流体に接する設備）に関する板厚の記載内容および使用前検査における判定基準は、表－1 のとおりである。

表－1 板厚の記載内容と検査の判定基準（従来）

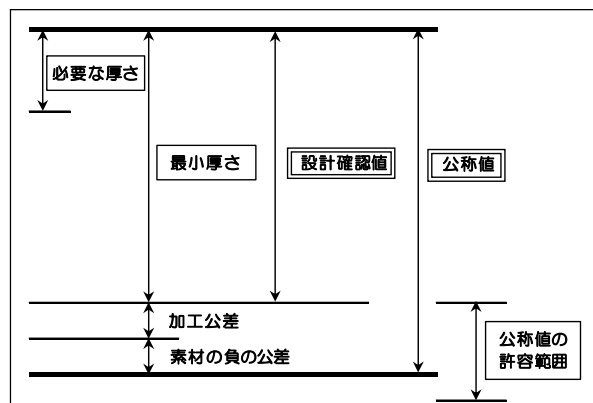
	再処理施設（図－1（1））	（参考）実用炉（図－1（2））
仕様表（要目表）記載事項	・公称値	・公称値 ・設計確認値（公称値から素材の負の公差および加工公差を差し引いた値）
添付書類記載事項	・計算厚さ（技術基準で要求される厚さ） ・腐食代 ・最小厚さ（実用炉でいう設計確認値から、さらに腐食代を差し引いた値）※1	・必要な厚さ（技術基準で要求される厚さ） ・最小厚さ（＝設計確認値）※2 ・公称値の許容範囲（素材の公差および加工公差）
検査の判定基準	・「最小厚さ＋腐食代」以上であること（実用炉でいう設計確認値以上であること）	・公称値の許容範囲内（素材の公差および加工公差）であること

※1 腐食性流体による腐食への対応を示す観点から腐食代を明示した上で、公称値から素材の負の公差、加工公差および腐食代を差し引いた値を「最小厚さ」とし、「計算厚さ（技術基準で要求される厚さ）」と比較している。

※2 「技術基準で要求される厚さ」を上回る板厚を確保することを示すため、公称値から素材の負の公差および加工公差を差し引いた値を「最小厚さ」とし、「必要な厚さ（技術基準で要求される厚さ）」と比較している。



図－1（1）再処理施設



図－1（2）実用炉（参考）

□ : 仕様表（要目表）記載事項 □ : 添付書類記載事項

図－1 従来の設工認での記載事項

3. 新基準設工認での記載事項

(1) 仕様表（表－2 参照）

腐食を考慮する容器等の仕様が腐食代を設計上考慮した上でも妥当であることを明示する観点から、今後の仕様表では「公称値」に加えて「設計確認値（最小厚さ＋腐食代）」を記載する。

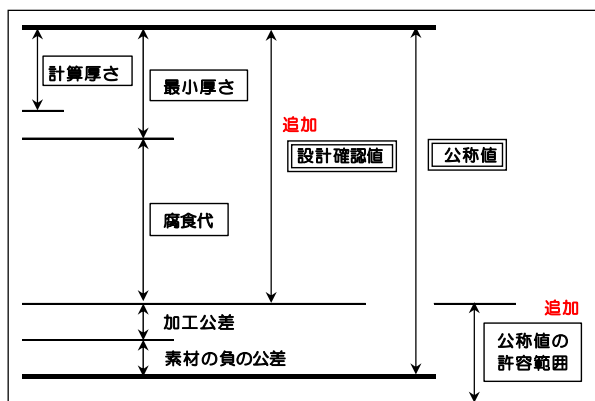
(2) 添付書類（表－2 参照）

添付書類については、仕様表の記載内容を補足するため、設計における腐食代などの検討内容と、技術基準への適合性を明示する必要があると考える。このため、「計算厚さ（技術基準で要求される厚さ）」、「腐食代」および「最小厚さ」に加えて「公称値の許容範囲」を添付書類に記載する。

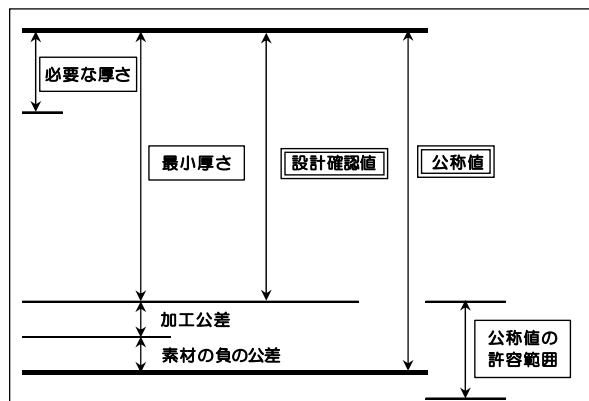
表－2 板厚の記載内容と検査の判定基準

	再処理施設（図－2（1））	（参考）実用炉（図－2（2））
仕様表 （要目表） 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 公称値 設計確認値（公称値から素材の負の公差および加工公差を差し引いた値：最小厚さ＋腐食代） 	<ul style="list-style-type: none"> 公称値 設計確認値（公称値から素材の負の公差および加工公差を差し引いた値）
添付書類 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 計算厚さ（技術基準で要求される厚さ） 腐食代 最小厚さ（設計確認値から、さらに腐食代を差し引いた値） 公称値の許容範囲（素材の公差および加工公差） 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な厚さ（技術基準で要求される厚さ） 最小厚さ（＝設計確認値） 公称値の許容範囲（素材の公差および加工公差）
検査の （新設設 備） 判定基準	<ul style="list-style-type: none"> 公称値の許容範囲内（素材の公差および加工公差）であること 	<ul style="list-style-type: none"> 公称値の許容範囲内（素材の公差および加工公差）であること

（注）下線部は設工認への追加または変更。



図－2（1）再処理施設



図－2（2）実用炉（参考）

□ : 仕様表（要目表）記載事項 □ : 添付書類記載事項

図－2 新基準設工認での記載事項

(3) 工事の方法

試験運転に伴う機器・配管の腐食の進行を踏まえ、保守管理として板厚の余寿命評価を行うとともに、運転期間中に最小厚さを下回ることがないように適切な時期に補修・取替えを実施することとする（添付1参照）。これらを工事の方法に記載する。

4. 使用前事業者検査における判定基準（図－3参照）

(1) 新設設備

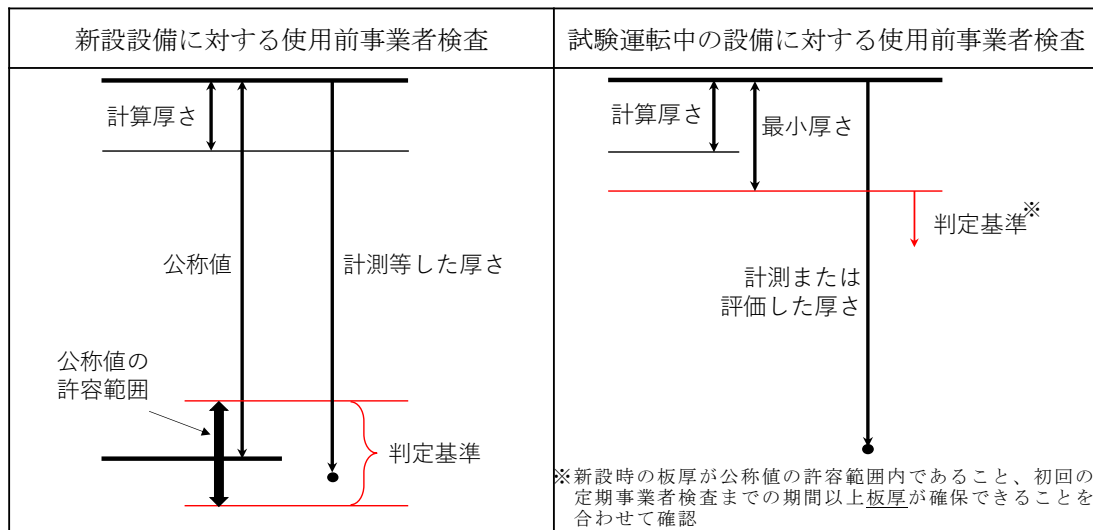
新設する容器等に対する使用前事業者検査では、計測等した厚さが「公称値の許容範囲内（素材の公差および加工公差）」であることを判定基準とする。

(2) 試験運転中の設備

既設設備の場合は、腐食代を確保した設計となっていることおよび試験運転による腐食の進行を考慮しても技術基準を満足していることが必要となる。

このため、既設の容器等に対する使用前事業者検査では、寸法検査として、新設時の板厚が「公称値の許容範囲内（素材の公差および加工公差）」であること、現状の板厚が「最小厚さ以上」であることおよび「初回の定期事業者検査までの期間以上*板厚が確保できること」を判定基準として確認する。また、当該の検査について、工事の方法の「2. 使用前事業者検査の方法」の表1に記載する。

*：「運用開始から初回の定期事業者検査までの期間に、使用前事業者検査から運用開始までの期間を加えた期間」とし、使用前事業者検査要領書において具体的数値を記載する。



図－3 使用前事業者検査の寸法検査における判定基準

以上

腐食を考慮する容器等に係る保守管理の方法について（案）

腐食を考慮する容器等については、運用期間中に最小厚さを下回ることがないように以下のとおり保守管理を実施する。

（1）余寿命評価

- ✓ 実測可能な設備は、実測により現状の厚さを確認し、余寿命評価を行う。
- ✓ 実測困難な設備は、以下を考慮して当該設備の厚さを推定・評価し、余寿命評価を行う。
 - ・設計上想定される腐食速度
 - ・過去トラブルによる知見を踏まえた腐食速度
 - ・実測している同環境の設備の中で腐食減肉を評価する上で最も厳しい部位の腐食速度
 - ・運転実績（内包物の性状（種類、濃度、温度等）や運転期間（時間）を考慮）

（2）余寿命評価結果に基づく保全計画

- ✓ 余寿命評価結果が5年^{※1}以上の場合は、保全計画に基づく点検を継続する。
- ✓ 余寿命評価結果が5年^{※1}未満の場合は、補修や取替えを計画し、運用中に必要最小厚さを下回らないよう実施する。

なお、補修や取替え着手までの間の適切な時期（設計上想定される腐食速度や計器誤差等を考慮して決定）に詳細測定等を実施し、運用中に必要最小厚さを下回らないよう管理するとともに、余寿命評価の信頼性向上を図る。

※1 補修や取替のための準備期間を3年程度と想定し、それに裕度を加えた5年を判断基準として検討中。

以上